

# 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外  
 (a) 新築されたもの  
 (b) 建築後使用されたことのないもの  
 特定認定長期優良住宅  
 (c) 新築されたもの  
 (d) 建築後使用されたことのないもの  
 認定低炭素住宅  
 (e) 新築されたもの  
 (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が  
 された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの  
 (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 吉川市長

住所 吉川市〇〇丁目〇番地〇

氏名 〇〇〇〇 印

申請者の住所	吉川市〇〇丁目〇番地〇
申請者の氏名	〇〇 〇〇(持分〇/〇) 〇〇 〇〇(持分〇/〇)
家屋の所在地	吉川市〇〇丁目〇番地〇
家屋番号	〇〇番〇
建築年月日	平成〇〇年 〇月 〇日
取得年月日	平成〇〇年 〇月 〇日 (a)、(c)、(e)のときは記入しない
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">(1) 売 買</span> (2) 競 落 (a)、(c)、(e)のときは記入しない
申請者の居住	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">(1) 入居済</span> (2) 入居予定
床面積	〇〇〇.〇〇 m <sup>2</sup>
構造	木 造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 ( (ロ) の (a) の場合に記入 )	円
売買価格 ( (ロ) の (a) の場合に記入 )	円

吉証第 号

(記載要領)

- 1 { } の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものに○印をつけてください。(イ)に○印をつけた場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものに○印をつけ、(ロ)に○印をつけた場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものに○印をつけてください。
- 2 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載してください。なお(イ)(a)、(c)又は(e)に○印をつけた場合は記載しないで下さい。
- 3 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)に○印をつけた場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。
- 4 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。
- 5 「構造」の欄は、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載してください。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲んでください。
- 7 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)に○印をつけた場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事のいずれかに該当する工事の合計額を記載してください。
- 8 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)に○印をつけた場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載してください。

(添付書類)

- (1) 登記完了証及び登記申請書、又は登記事項証明書
- (2) 建築確認済証及び検査済証
- (3) 住民票
- (4) 転入手続きを済ませていない場合は、入居(予定)年月日を記載した申請者の宣誓書及び現住家屋の処分方法等を疎明する書類
- (5) (イ)(b)、(d)又は(f)に該当するものは、建築後使用されたことのないものである旨の証明書及び売買契約書(競落の場合は、代金納付期限通知書)等を必ず添付してください。
- (6) (ロ)に該当するものは、登記事項証明書、売買契約書(競落の場合は、代金納付期限通知書)等を必ず添付してください。
- (7) (ロ)に該当するもので、新耐震基準を満たす家屋については、「耐震基準適合証明書」、「住宅性能評価書の写し」又は「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書」を必ず添付してください。
- (8) (イ)(c)又は(d)に該当するものは、長期優良住宅の認定申請書の副本及び認定通知書を必ず添付してください。
- (9) (イ)(e)又は(f)に該当するものは、低炭素住宅の認定申請書の副本及び認定通知書を必ず添付してください。
- (10) (ロ)(a)に該当するものは、「増改築等工事証明書」を必ず添付してください。

※ 全ての書類は写しで構いません。